

飯能市建設工事の入札及び契約に関する事項の公表要領

(平成13年4月2日決裁)

1 趣 旨

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)に基づく入札及び契約に関する事項等の公表について必要な事項を定めるものとする。

2 公表事項等

公表する事項及び時期は、次に掲げるところによる。

(1) 発注見通しの公表

公表事項

概算工事費が400万円以上の工事に係る工事名、工事場所、工期、工事の種別、工事概要、入札・契約の方法及び発注時期

公表時期

4月1日及び10月1日を目途

(2) 資格者名簿の公表

公表事項

すべての登録業者に係る受付番号、資格者名及び住所並びに格付

公表時期

登録後すみやかに

(3) 指名基準、指名理由等の公表

公表事項

予定価格が400万円以上の工事の指名競争入札に係る工事名、工事場所、概算工事費、工事概要、指名業者名、指名業者選定基準及び指名業者選定理由

公表時期

当該指名競争入札終了後すみやかに

(4) 指名停止等の公表

公表事項

ア 指名停止の措置を行った場合は、当該業者名、停止期間及び理由

イ 指名停止の期間の変更を行った場合は、当該業者名、従前の指名停

止期間、変更後の指名停止期間及び変更理由

ウ 指名停止の解除を行った場合は、当該業者名及び解除した日

公表時期

当該業者に通知した後すみやかに

(5) 入札結果の公表

公表事項

すべての競争入札に係る工事名、工事場所、入札日、予定価格、入札書比較金額、入札業者名、入札金額、最低制限価格、調査基準価格、落札者名及び落札金額

公表時期

当該入札終了後すみやかに

(6) 総合評価競争入札の公表

公表事項

総合評価競争入札を行う場合の理由、総合評価基準及び落札理由

公表時期

当該総合評価競争入札落札者決定後すみやかに

(7) 低入札価格調査の公表

公表事項

飯能市低入札価格調査制度実施要領に基づく調査結果の概要及び落札者名

公表時期

当該調査終了後すみやかに

(8) 一般競争入札及び公募型指名競争入札の公告事項及び入札に参加しようとした業者名等の公表

公表事項

公告事項及び入札に参加しようとした業者名等

公表時期

公告事項については当該公告後すみやかに、入札に参加しようとした業者名等については当該入札後すみやかに

(9) 隨意契約の理由等の公表

公表事項

予定価格が400万円以上の工事の随意契約に係る随意契約の理由及び契約の相手方の選定理由

公表時期

当該契約締結後すみやかに

(10) 随意契約に係る見積結果の公表

公表事項

予定価格が400万円以上の工事の随意契約に係る工事名、工事場所、見積書提出日、予定価格、見積書比較価格、見積業者名、見積額、契約の相手方及び契約金額

公表時期

当該契約の相手方決定後すみやかに

(11) 契約内容の公表

公表事項

予定価格が400万円以上の工事の契約に係る工事名、工事場所、契約日、契約業者名、契約業者の住所、工事の概要、工期及び契約金額

公表時期

当該契約締結後すみやかに

(12) 契約変更の公表

公表事項

契約内容を公表した契約の変更に係る工事名、工事場所、変更契約日、契約業者名及び住所、契約変更の内容並びに変更理由

公表時期

当該変更契約締結後すみやかに

(13) 入札監視委員会に関する事項の公表

公表事項

委員名簿、定例会議の議事概要及び意見

公表時期

当該会議終了後すみやかに

3 公表の方法

飯能市役所内に設置する市政資料コーナーにおいて自由な閲覧に供するも

のとする。

4 公表の期間

閲覧に供する期間は、当該閲覧に供した日の翌日から起算して1年間とする。

附 則

この要領は、平成13年4月2日以後に入札及び契約に関する事項を公表するものについて適用する。

附 則（平成14年2月1日決裁）

この要領は、平成14年4月1日以後に締結する契約に関する事項を公表するものについて適用する。

附 則（平成17年2月28日決裁）

この要領は、平成17年4月1日以後に締結する契約に関する事項を公表するものについて適用する。

附 則（令和7年12月8日決裁）

この要領は、令和8年1月1日以後に締結する契約に関する事項を公表するものについて適用する。